

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 通勤交通費はいくらまで無税?

Q: 給与のうち通勤手当は所得税では非課税とのことですが、金額に上限はあるのでしょうか。

A: 所得税では、サラリーマンが通勤に必要とする費用については、次のように上限を設け、これを超える金額については給与とみなして源泉徴収の対象にしています。

#### 《課税されない金額の上限》

- (1) 電車やバスを利用する場合
  - 1 カ月当たりの合理的な運賃等の金額 (最高限度50,000円)
- (2) 自転車や自動車を使用する場合
  - ① 片道35Km以上 → 20,900円
  - ② 片道25Km以上35Km未満 → 16,100円
  - ③ 片道15Km以上25Km未満 → 11,300円
  - ④ 片道10Km以上15Km未満 → 6,500円
  - ⑤ 片道2Km以上10Km未満 → 4,100円
  - ⑥ 片道2Km未満 → 全額課税

(ただし、①②③については、運賃相当額が各々の金額を超える場合は、最高50,000円を限度として、その運賃相当額が非課税)
- (3) 通勤定期券を支給する場合
  - 1 カ月当たりの合理的な運賃等の金額 (最高限度50,000円)
- (4) 電車・バスの他、自転車や自動車も使用する場合
  - 1 カ月当たりの合理的な運賃等の金額と (2)の金額との合計額 (最高限度額50,000円)



今年もリーダァスニュースをご愛読下さいましてありがとうございました。来年は1月5日号よりお送りいたします。来年もよろしくお祈りします。皆様よいお年を。